

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

佐賀県人事委員会委員長 坂 本 洋 介

佐賀県人事委員会規則第17号

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第5条 条例第6条第1項に規定する人事委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>売春防止法(昭和31年法律第118号)に基づき、要保護女子等と面接して行う相談、調査、指導又は一時保護に関する業務</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)に基づき、配偶者から暴力を受けた被害者又はその配偶者等と面接して行う相談、<u>指導</u>又は一時保護に関する業務</p> <p>(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第30条の2 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の災害応急作業等手当の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において、第1号に掲げる場合及び第3号に掲げる場合に該当するとき又は第2号に掲げる場合及び第3号に掲げる場合に</p>	<p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第5条 条例第6条第1項に規定する人事委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)の規定に基づき困難な問題を抱える女性等と面接して行う相談、<u>援助</u>又は一時保護に関する業務</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)に基づき、配偶者から暴力を受けた被害者又はその配偶者等と面接して行う相談、<u>援助</u>又は一時保護に関する業務</p> <p>(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第30条の2 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の災害応急作業等手当の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において、第1号に掲げる場合及び第3号に掲げる場合に該当するとき又は第2号に掲げる場合及び第3号に掲げる場合に</p>

改正前	改正後
<p>該当するときにあつては、第3号に定める額を災害応急作業等手当の額とする。</p> <p>(1) <u>第2項第1号の作業又は同項第3号の作業のうち同項第1号に掲げる作業に相当する作業</u>が日没時から日出時までの間において行われた場合 <u>前項第1号、第2号又は第4号</u>に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>該当するときにあつては、第3号に定める額を災害応急作業等手当の額とする。</p> <p>(1) <u>第2項各号に掲げる作業</u>が日没時から日出時までの間において行われた場合 <u>前項各号</u>に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額</p> <p>(2)・(3) 略</p>

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の佐賀県職員特殊勤務手当支給規則第30条の2の規定は、令和6年1月1日から適用する。